

乙第10号証

【判例ID】	28105456
【要旨】	1. 警察官が、激昂し犯罪等に及ぶおそれのある相手方の態度を鎮静化させるなどの目的で任意同行を求めることは、警察官職務執行法2条2項の要件を充足しないが、警察法2条1項の趣旨に照らし適法であるとされた事例。
【裁判年月日等】	平成17年 7月19日／秋田地方裁判所大館支部／判決／平成17年(わ)第26号
【事件名】	公務執行妨害、傷害被告事件
【裁判結果】	有罪
【上訴等】	確定
【裁判官名】	近藤裕之
【参照法令】	刑法95条／警察官職務執行法2条／警察法2条
【出典名】	判例タイムズ1189号343頁

■28105456

秋田地方裁判所大館支部

平成17年(わ)第26号

平成17年07月19日

主文

被告人を懲役1年4月に処する。

この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。

理由

(犯行に至る経緯)

1 被告人は、平成17年4月5日、自己のキャッシュカードの暗証番号変更のため株式会社北都銀行扇田支店に赴き、ATMコーナーで5回変更手続を試みたが、暗証番号を失念していたため失敗に終わり、同支店職員の指示に従い、同日午後零時すぎころ、預金口座を開設した同銀行〇〇支店に赴いた。

2 被告人は、同支店の窓口職員に事情を話すと、同職員は、暗証番号を6回誤入力するとキャッシュカードが使用不能となり、その利用中止手続と新たなキャッシュカードの発行手続を要し、その場合、手数料1050円が必要である旨説明した。被告人は、同支店のATMコーナーで暗証番号変更手続を試みたが、暗証番号を誤入力し、キャッシュカードは使用不能となった。そこで、被告人は、窓口職員の指示に従い、キャッシュカードの利用中止届と発行依頼書を提出したが、同職員が、前記手数料の支払を請求すると、突然怒り出し、「何で金がかかるんだ。」などと難詰した。同職員が繰り返し前記手数料につき説明しても、被告人は納得せず、興奮した様子で大声を發した。同支店次長のA(以下「A次長」という。)は、このやりとりを見かねて、ほか1名の職員とともに同支店窓口奥の衝立で仕切られた簡易応接室に被告人を招き入れた。被告人は、同所でも前記手数料の支払に納得がいかないと述べ、A次長らが繰り返しこれを説明しても取り合わず、大声でまくし立て、激昂のあまり、その発言内容も要領を得ない状態であった。A次長は、大声を出すると他の顧客に迷惑が及び、営業妨害となる旨述べたが、被告人は一方向的に騒ぎ立てるのみで収拾がつかなかった。そこで、同次長は秋田県大館警察署に通報し、顧客が暴れて手に負えないので来てほしい旨申し述べた。

3 その後、秋田県大館警察署司法警察員巡査部長甲山一郎(以下「甲山巡査部長」という。)が、同警察署司法巡査乙川二郎(以下、同人と甲山巡査部長を併せて「甲山巡査部長ら」という。)とともに、制服、制帽等を着用して同支店に臨場した。すると、被告人が、前記簡易応接室において、銀行員の態度が悪いなどと大声を發している最中であつた。その後、他の顧客の迷惑を慮ったA次長の依頼で、被告人は甲山巡査部長らと応接室へ移動した。同所でA次長は甲山巡査部長らに被告人とのそれまでのやりとりや通報の理由を述べた。被告人は、同所でも声を荒げて、銀行の接客態度がなっていない、キャッシュカードの再発行は無料だと聞いていたなどと述べた。A次長は、改めてキャッシュカードの暗証番号を6回誤入力するとキャッシュカードが使用不能となり、これはいずれの銀行も同様であつて、被告人の場合もキャッシュカードの再発行が必要であり、これには手数料1050円を要する旨説明した。しかし、被告人はなおもA次長に対し接客態度が悪いなどと大声で悪態をつき、埒が明かない状態であつた。甲山巡査部長が被告人の住所、氏名を尋ねても、被告人は「俺は何も悪いことはしていない。住所、氏名を言う必要はない。」と繰り返すだけだつた。そこで、甲山巡査部長は、被告人が同支店の業務妨害等に及ぶ事態を懸念し、被告人に対し、大館警察署に赴き、詳しい話を聞きたいと述べ、とりあえず同支店外へ赴くよう促した。被告人はこれに難色を示したが、同巡査部長の再三の説得によって渋々これに應ずる態度をみせ、応接室から同支店駐車場に出た。甲山巡査部長は、なお被告人に住所、氏名を尋ねたが、被告人は「お前らに住所、氏名を教える必要はない。」と言ってこれを拒み、依然、銀行員の対応が悪いなどと大声を發していた。そこで、同巡査部長は、一層前記の懸念を強め、被告人に対し「詳しい話を聞くから一緒に来てほしい。」と任意同行を求めたが、被告人は興奮

した様子で「俺は何も悪いことはしていない。警察に行く必要はない。」と言ってこれを拒み、同駐車場内の駐輪場付近に赴いたので、同巡査部長らもこれに追随した。

(犯罪事実)

被告人は、平成17年4月5日午後1時30分ころ、秋田県大館市御成町(番地略)株式会社北都銀行〇〇支店駐車場において、被告人が同支店内で暴れている旨の通報を受けて制服、制帽等を着用して臨場した秋田県大館警察署司法警察員巡査部長甲山一郎(当時55歳)から職務質問を受け、さらに任意同行を求められた際、その左顔面を右手拳で1回殴打する暴行を加え、もって同巡査部長の職務の執行を妨害するとともに、前記暴行により、同巡査部長に加療約5日間を要する左眼瞼打撲の傷害を負わせた。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

罰条

判示行為中

公務執行妨害の所為

刑法95条1項

傷害の所為

刑法204条

科刑上一罪の処理

刑法54条1項前段、10条(1罪として重い傷害罪について定めた懲役刑で処断)

刑の執行猶予

刑法25条1項

訴訟費用

刑事訴訟法181条1項ただし書

(弁護人の主張等に対する判断)

弁護人は、公務執行妨害罪の成立を認める旨陳述する一方で、甲山巡査部長が被告人に任意同行を求めたことが警察官職務執行法(以下「警職法」という。)2条2項の要件を充足するかは疑問があると主張し、被告人も、前記支店において、大声を上げるなどの挙動に及んだことはなく、同巡査部長らから同支店外に無理やり連れ出されたなどと供述し、その公務の適法性を争う趣旨と解されるので、以下、検討する。

1 株式会社北都銀行〇〇支店における被告人の言動

(1) 被告人が、前記支店において、窓口職員からキャッシュカードの再発行に当たり手数料の支払を請求されたことに憤慨し、同支店窓口で大声を上げるなどしたこと、これを見かねたA次長が被告人を簡易応接室に招き入れて応談したが、被告人は、激昂して大声でまくし立てるのみで収拾がつかず、同次長が大館警察署に通報するに至ったことは、Aが検察官調書(甲17)、警察官調書(甲16)において供述するところであり、同供述は具体的で迫真性があり、不自然なところは見受けられない。また、甲山一郎の検察官調書(甲13)、警察官調書(甲12)、乙川二郎の警察官調書(甲14)には、甲山巡査部長らが、前記支店に臨場した際、簡易応接室でA次長と面談中であつた被告人が大声で同支店の接客態度を非難するなどしていたこと、被告人は、応接室に移動後、同巡査部長らから事情聴取を受けた際も、興奮状態で声を荒げ、同次長を非難する態度に出るなどしたとの一致した供述部分が存し、これらの供述部分は、前記Aの前掲各調書中の供述とも符合し、信用性が高いというべきであり、虚偽や誇張は見出し得ない。

(2) 他方、被告人は、A次長に店頭窓口から簡易応接室への移動を促され、同室での面談中に同次長が警察に通報したこと、甲山巡査部長らが臨場した後、さらに応接室への移動を求められ、同室において同巡査部長から任意同行を求められたことを認める一方で、この間に自己が興奮して大声で喚くなどの挙動に及んだことについては、捜査段階のほか当公判廷においても否認する供述に終始している。しかしながら、前記のように、頻りに場所を変えて被告人との応談が試みられ、警察署への通報や甲山巡査部長らの臨場、事情聴取にまで至つたのは、前掲(1)の各供述にみられるように、被告人が激昂して大声を発するなどの言動に及び、他の顧客への迷惑が懸念される状況にあつたことを推認させるものであり、被告人が平静な対応に終始していたというのは、前後の状況と整合せず、到底措信し難い。加えて、前記支店駐車場において、被告

人が警察官2名と相対し、銀行員の態度が悪いなどと怒声を上げ、同警察官らがこれを宥めているのを目撃したとのBの供述（甲19）は、それまでの被告人の言動が前記推認に沿うものであったことをうかがわせるものである。

よって、被告人の前記供述は信用できない。

（3） 以上のことから、前記支店における被告人の言動は前示犯行に至る経緯のとおりであったと認めるのが相当である。

2 被告人に対する職務質問、任意同行の要求の適法性

（1） 前示犯行に至る経緯のとおり、甲山巡査部長らの臨場後も、被告人が激昂して怒声を発するなどの態度に終始し、前記支店の顧客対応等を激しく非難する言動を示していたことに照らせば、被告人が前記支店の業務妨害等に及ぶおそれがあると合理的に判断される状況にあったといえるから、同巡査部長が被告人の住所、氏名を尋ねるなどしたことは、警職法2条1項の要件を満たし、適法というべきである。

（2） また、甲山巡査部長が、前記支店駐車場において、前記職務質問に引き続き被告人に大館警察署への任意同行を求めたことは前示犯行に至る経緯のとおりである。

なお、被告人は、甲山巡査部長らが前記応接室内から被告人の両脇を抱えて前記駐車場内の駐輪場付近まで強制的に連行した旨供述する（被告人の検察官調書（乙14）、警察官調書（乙5、8、9））が、甲山、乙川の前掲各供述調書（前記1（1））中には、甲山巡査部長らが被告人に任意同行を求め、前記応接室の外部へ出るよう説得したところ、被告人が渋々これに応じ、同応接室を退室した後、前記駐車場内の駐輪場付近に赴いたので、同巡査部長らもこれに追従したとの一致した供述箇所が存することに加え、同駐車場で警察官2名が被告人と相対し、これを宥めていたとのBの前掲供述に照らしても、同巡査部長らがそのような強制的手段に及んだとは措信できない。

ところで、写真撮影報告書（甲20）等の本件各証拠によっても、前記駐車場は人の往来や車両の通行が頻繁な場所であるとは認め難く、その場で質問することが被告人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合（警職法2条2項）に当たるとは解し難い。また、甲山巡査部長は、それまでの事情聴取等の結果から、前記支店内での紛争の原因、状況等を一応は把握し終えていたといえるから、これらにつき更なる質問を行う上で、被告人を任意同行する必要性があったともいえない。もともと、警職法2条2項の要件に該当しない場合に行政警察活動としての任意同行が一切許されないと解すべき理由はない。すなわち、警察法2条1項は、警察の責務として、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧を掲げており、これらの責務を全うするために必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるものと解され、これらの諸活動の一環として任意同行が許容される場合もあり得るとい
べきである。そして、前示犯行に至る経緯のように、被告人が甲山巡査部長から住所、氏名を質問されても返答せず、興奮状態のまま前記支店の顧客対応を激しく非難する態度をみせていたこと
からすれば、被告人をそのまま同所に放置すれば、再び同支店内に赴いて従前と同様の言動に及び、同支店の業務妨害等の犯罪に発展するおそれなしとしない状況にあったとい
うべきである。このような場合に、甲山巡査部長が場所を変えて被告人の話聞き、その態度を沈静化させて事
態の収束を図り、犯罪発生等を未然に防止することなどを目的として警察署への任意同行を求め
ることは、警察法2条1項の趣旨に照らし適法というべきである。

（3） 以上のことから、弁護人の前記主張は採用し得ない。

（量刑の理由）

本件は、被告人が銀行支店内で怒声を発するなどし、臨場した警察官から職務質問を受け、任意同行を求められた際、同警察官を殴打してその職務の執行を妨害し、同警察官に傷害を負わせた公務執行妨害、傷害の事案である。

被告人は、自らが暗証番号の誤入力を繰り返した結果、使用不能となったキャッシュカードの再発行に手数料が必要とされる取扱いに憤慨し、前記支店の窓口担当者やA次長の再三の説明も聞き入れず、顕著な興奮状態に陥って怒声を発するなどし、甲山巡査部長らの臨場後も同様の言動に終始した挙げ句、事態を懸念して任意同行を求めた同巡査部長に対し、突如、顔面を殴打する暴行に及び、加療約5日間の傷害を負わせたものであり、その犯行態様は粗暴であって、犯情は悪質というほかない。

また、被告人は、前記暴行後、甲山巡査部長らに対し「お前らは警察官になる資格がない。」「俺は殴っていない。」などと放言して開き直った態度をみせ、捜査段階においては、甲山巡査部長に対する暴行の事実ないし暴行の故意を否認し、同巡査部長が自ら足を滑らせ、転倒した際に鉄柱に顔面を打ち付けたとか、被告人が体勢を崩した際、偶然に自らの手が同巡査部長の顔面に当たったなどと供述を度々不合理に変遷させるなど、犯行後の情状も芳しくない。

以上によれば、被告人の責任は重いといわざるを得ない。

他方で、被告人は、昭和40年9月に業務上過失傷害等により、平成16年7月に道路交通法違反により、それぞれ罰金刑に処せられたことがあり、昭和41年から昭和55年までの間に、脅迫、傷害、横領、詐欺等により起訴猶予処分を受けたことが3回あるが、本件が初回の公判請求事案であること、前記暴行、傷害の点は自供するに至り、相応の反省の態度を示していること、71歳と高齢であり、頸髄損傷の後遺症を患っていること、被告人の妻が以後の監督を誓っていることなど、被告人の有利に斟酌すべき情状も存する。

以上の諸般の事情を総合的に考慮の上、被告人に今回に限り社会内での更生を期待することとし、主文のとおり量定した次第である。

(裁判官 近藤裕之)